

本審議会における「ジェンダー平等」の定義について

【第3回審議会での議論内容】

<第3回審議会 村松会長 第一案>

すべての人が、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、尊重され、平等な権利を有し、あらゆる分野のあらゆるレベルに平等に参画し意思決定に関与する機会が確保され、政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受でき、かつともに責任を担うこと。



<第3回審議会での各委員意見を反映した案 第二案>

すべての人が、性別や性的指向、性自認にかかわらず、安全が確保され、差別や暴力を受けることなく尊重され、平等な権利を有し、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組に平等に参画し意思決定に関与する機会が確保され、政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受でき、かつともに責任を担うこと。

<審議会委員からご提示いただいた各案 第三案>

①

すべての人が、性別や性的指向、性自認にかかわらず尊重され、差別や暴力を受けることなく平等に、権利を有し、あらゆる分野・レベルにおける意思決定に関与する機会と、政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受でき、かつともに責任を分かち合うこと。

②

すべての人が、性別や性的指向、性自認にかかわらず尊重され、差別や暴力を受けることなく、平等に権利を有し、あらゆる分野・レベルにおける意思決定に関与する機会と、政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受でき、かつともに責任を分かち合うこと。

③

すべての人が、性別や性的指向、性自認にかかわらず尊重され、差別や暴力を受けることなく、平等に、権利/意思決定に関与する機会/政治的・経済的・社会的・文化的利益/責任をわかちあうことができる社会。

④

すべての人が性別や性的指向、性自認にかかわらず尊厳を守られ、差別と暴力を受けることなく尊重され、あらゆる分野の取組への平等なアクセスと意思決定に関与し、政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受するために、同じ権利と機会、公平な責任を保障されること。

⑤

すべての人が性別や性的指向、性自認にかかわらず尊厳を守られ、ジェンダーに基づくあらゆる差別を撤廃することで平等な権利と機会と責任が確保され、暴力を受けることなく安全に暮らし尊重されること。
あらゆる分野の取組への平等なアクセスと意思決定への関与を有し、政治的・経済的・社会的・文化的利益を権利として享受できること。

⑥

性別や性的指向、性自認にかかわらず、差別と暴力を受けることなく尊厳が守られ、すべての生活の側面、特に教育、雇用、政治・社会参加への平等なアクセスを確保するとともに、権利、機会、責任が保障され、あらゆる形態のジェンダーに基づく差別を撤廃し不平等をなくすこと。